

募集します！

クラ シエン
あつたの暮らしを支援する

あつくクラ

(集落支援員)

募集人数 1名

- ◆ 勤務地：厚田支所地域振興課内
- ◆ 雇用形態：会計年度任用職員（パートタイム）
- ◆ 任用期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日（更新あり）
- ◆ 勤務時間：週5日（月～金） 9時から17時まで
- ◆ 募集期間：令和4年2月1日～令和4年2月15日

★あつくクラ の役割は？

平成30年度に報告した「区民アンケート」の結果をふまえた厚田区内の巡回・点検活動、把握した課題解決に向けて、話し合いの場づくり・課題解決の仕組み構築に向けた“トータルコーディネート”が主な役割になります。



あつクラ（集落支援員） 募集要項

あつクラの設置目的	厚田区が将来の姿として目指す「近説遠来」の内、地域に密着して行動する「あつクラ」（厚田区の集落支援員の愛称）を設置することで、住民同士がともに支えあう仕組み『厚田カンパニー構想』を始動するとともに、子どもから高齢者まで楽しく暮らせる・暮らしてもらえる地域、すなわち「近説」を実感・実現する体制を整えるものです。
雇用形態	会計年度任用職員（パートタイム） ※1年度ごとの更新
勤務地	厚田支所内（地域振興課の所属となります）
勤務時間	原則、午前9時から午後5時まで（休憩45分） ・週5日勤務、土日祝日勤務の場合は同一週で振替
報酬等	月額208,000円（通勤手当・期末手当あり）
業務概要	① 厚田区内の巡回・点検を行い、地域の課題を把握すること（平成30年に実施した区民アンケートをふまえた活動です） ② 把握した地域課題の解決に向けて、あつクラ・地域・行政の三者が話し合う場を設けること ③ 地域課題の解決に向けた仕組みを地域のみなさんと作り上げること
募集人数	1名
募集対象	① 厚田区の実情に詳しく、地域づくりに関心のある方 ② 普通自動車免許を有している方 ③ コンピュータの操作に慣れている方 ④ 長く活動ができる方 ⑤ 任用期間中は、生活拠点を厚田区に置いて居住できる方 ⑥ 地方公務員法第16条に規定する職員の欠格条項に該当しない方
福利厚生	① 社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険に加入 ② 年次有給休暇10日（1年目）、夏季休暇3日 ほか有給休暇あり ③ 業務に必要な車両（AT）、コンピュータ等を貸与 ④ 活動に要する経費を予算の範囲内で負担します。
受付期間	令和4年2月1日から15日まで
提出書類	① 応募用紙（兼履歴書） ② 運転免許証のコピー
選考	書類審査の上、2月24日に面接試験を行います
応募先	厚田支所地域振興課（〒061-3692 石狩市厚田区厚田45番地5） Tel.0133-78-2011 / a-chiikis@city.ishikari.hokkaido.jp

〈課題の一例〉

